改正案 現 行 第1条 略

第1条 略

(条例の適用方法)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年石川県条例第 30号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各 号に規定する給料表の適用を受ける者、石川県技能労務職員の給与 に関する規則(昭和35年石川県規則第59号)第3条に規定する 技能労務職給料表の適用を受ける者及び一般職の任期付研究員及び 任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号) 第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された者につい ては、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条 例の規定を適用する。

(職務の級)

- 第2条 条例第2条第2項の規定により、一般職の職員の給与に関 する条例(昭和32年石川県条例第30号)第3条第1項第1号 に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用 を受ける者及び石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和3
 - 5年石川県規則第59号)第3条に規定する技能労務職給料表の 適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級は、別表第1 及び別表第2のとおりとする。
- 2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成17年石川県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。) 第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員の 職務の級は、行政職給料表による3級の職務に相当する職務の級 とし、同項第1号の規定により任期を定めて採用された職員の職 務の級は、次に掲げるとおりとする。
- (1)第1号任期付研究員給料表による6号給の給料月額を受ける 職員(当該給料月額を超える給料月額を受ける職員を含む。)の 職務の級 行政職給料表による9級の職務に相当する職務の級
- (2)第1号任期付研究員給料表による5号給の給料月額を受ける 職員の職務の級 行政職給料表による8級の職務に相当する職 務の級
- (3)第1号任期付研究員給料表による4号給の給料月額を受ける 職員の職務の級 行政職給料表による7級の職務に相当する職 務の級
- (4)第1号任期付研究員給料表による3号給の給料月額を受ける 職員の職務の級 行政職給料表による6級の職務に相当する職

改 正 案 現 行

務の級

- (5)第1号任期付研究員給料表による2号給の給料月額を受ける 職員の職務の級 行政職給料表による5級の職務に相当する職 務の級
- (6)第1号任期付研究員給料表による1号給の給料月額を受ける 職員の職務の級 行政職給料表による4級の職務に相当する職 務の級
- 3 任期付職員条例第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級は、職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、教育委員会が相当と認める職務の級とする。
- 第3条 前条に規定する者以外の者の<u>行政職給料表に相当する職務</u> <u>の級は</u>、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等 を考慮して、教育委員会がその都度相当と認める職務の級とする。

第4条~第5条 略

(日額旅費)

- 第6条 条例第25条の規定に基づく日額旅費を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項の規定により日額旅費を支給する場合において、鉄道賃、 船賃又は車賃を要する場合は、<u>別表第3</u>に規定する日額のほか、 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄 道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が日額旅費の額 を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、 船賃又は車賃を支給する。

第3条 前条に規定する者以外の者の条例の規定の適用について <u>は</u>、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等 を考慮して、教育委員会がその都度定める。

第4条~第5条 略

(日額旅費)

- 第6条 条例第25条の規定に基づく日額旅費を受ける者の範囲、 額、支給条件及び支給方法は、<u>別表</u>のとおりとする。
- 2 前項の規定により日額旅費を支給する場合において、鉄道賃、 船賃又は車賃を要する場合は、<u>別表</u>に規定する日額のほか、公 務の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄 道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が日額旅費の 額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄 道賃、船賃又は車賃を支給する。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 3 略 | 3 略 |
| 第7条略 | 第7条 略 |
| (支給制限) 第8条 条例第30条第5項の規定により、賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、 <u>行政職給料表が適用される</u> 者の定額の8割に相当する額とする。 (調整) 第9条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する | (支給制限) 第8条 条例第30条第5項の規定により、賃金の額が日額で定められている者の旅費の額は、日当、宿泊料及び日額旅費については、1級の職務にある者の定額の8割に相当する額とする。 (調整) 第9条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。 |
| (削除) (1)~(6) | (1)職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合においては、 当該職員が既に行つた旅行の旅費額の増減は行わない。 (2)~(7)略 |
| 以下略 | 以下略 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |